

建設業許可に係る Q & A (山形県知事許可業者用)

令和 7 年 4 月

山形県県土整備部建設企画課

目次

◇建設業全般	1
【Q 1】建設業とは何ですか？	1
【Q 2】建設工事を行うには許可が必要ですか？	1
【Q 3】許可を受けるには何が必要ですか？	1
【Q 4】特定建設業と一般建設業の違いは何ですか？	1
【Q 5】知事許可と大臣許可の違いは何ですか？	2
【Q 6】山形県内の営業所とは別に、建設業を営んでいない本店が他県にありますが、大臣許可が必要ですか？	2
【Q 7】許可の申請手数料はいくらですか？	2
【Q 8】新規に2種類の業種を申請すると、手数料も2倍になりますか？	2
【Q 9】許可の申請書類はどこで入手できますか？	2
【Q 10】許可申請書の提出方法を教えてください。	2
【Q 11】許可の申請を出してからどのくらいの期間で許可がもらえますか？	3
【Q 12】許可の有効期間は何年ですか？また、許可年月日とはいつですか？	3
【Q 13】許可通知書を紛失してしまいましたが、再発行してもらえますか？	3
【Q 14】過去に許可をとっていたことの証明は出してもらえますか？	3
【Q 15】商号や代表者が変わったら、新しい許可通知書が出ますか？	3
【Q 16】許可を受けると財務諸表や申請書などが公開されるのですか？	3
◇更新・業種追加	3
【Q 17】更新の申請はいつからできますか？	3
【Q 18】許可の有効期間を過ぎてしまいましたが、更新はできますか？	3
【Q 19】許可の更新と業種追加を同時に申請することはできますか？	4
【Q 20】業種追加をしたいのですが、先に持っている許可の有効期間はどうなりますか？また、有効期間を一本化することはできますか？	4
◇一式工事・業種	4
【Q 21】土木一式工事や建築一式工事の許可を受けていれば、専門工事を請け負うことはできますか？ ..	4
【Q 22】下請で土木一式工事や建築一式工事を請け負うことはできますか？	4
【Q 23】屋根工事のみ許可を受けていますが、屋根の補修と一体で塗装も請け負うことはできますか？	4
◇経營業務の管理責任者	4
【Q 24】経營業務の管理責任者証明書や実務経験証明書は誰が証明するのですか？	4
【Q 25】他社の役員になっている人を経營業務の管理責任者にすることができますか？	4
【Q 26】他社からの出向者を経營業務の管理責任者にすることはできますか？	5
◇営業所技術者等	5
【Q 27】建築系の専門学校を卒業しましたが、建築一式工事の専任技術者になるための実務経験は何年必要ですか？	5
【Q 28】電気工事士の免状に第1種又は第2種の種別がありませんが、専任技術者になるためには実務経験が必要ですか？	5

【Q 2 9】 他社の役員になっている人を営業所技術者等にすることはできますか？	5
【Q 3 0】 他社からの出向者を営業所技術者等にすることはできますか？	5
【Q 3 1】 営業所技術者等は、主任技術者になることはできますか？	5
◇申請書の書き方・添付書類.....	5
【Q 3 2】 「登記されていないことの証明書」や「身分証明書」はどこで交付してもらえますか？	5
【Q 3 3】 法人の設立直後で課税がありませんが納税証明書を添付しなければなりませんか？	6
【Q 3 4】 電子申告したため、税務署の受付印のある法人税の確定申告書がない場合はどうすればよいですか？	6
【Q 3 5】 金融機関の残高証明は、いつの時点のものが必要ですか？	6
【Q 3 6】 工事経歴書はどのように書けばよいですか？	6
【Q 3 7】 実務経験証明書（様式第9号）はどのように書けばよいですか？	6
【Q 3 8】 法人の設立直後ですが、財務諸表等はどのように書けばよいですか？	6
【Q 3 9】 財務諸表に記載する金額の端数処理はどのようにしたらよいですか？	6

◇建設業全般

【Q 1】建設業とは何ですか？

【A 1】建設業とは、「建設工事」の完成を請け負う営業を言います。「建設工事」とは、建物や工作物の完成を目的とした工事であり、土木一式工事やとび・土工・コンクリート工事など、29業種が規定されています。

なお、樹木の剪定や保守点検業務、建物の売買等は「建設工事」に該当しません。

【Q 2】建設工事を行うには許可が必要ですか？

【A 2】軽微な工事以外を請け負う場合には許可が必要です。

軽微な工事とは

○建築一式工事

- ・工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事
- ・延べ床面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事

※どちらかの要件を満たしていれば軽微な工事となります。ただし、建築一式工事の150平方メートルに満たない木造住宅工事でも延べ面積の2分の1以上を店舗として使用する場合は許可が必要です。

○その他の建設工事

- ・工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

※注意点

- 1 元請、下請にかかわらず、軽微な工事以外を請負う場合には許可が必要です。
- 2 工事の完成を2つ以上の契約に分割して請け負うときは、それぞれの契約の請負代金の合計額で判断します。
- 3 請負代金の額について、消費税相当額も含みます。また、材料を支給される場合には、その材料費等を含みます。

【Q 3】許可を受けるには何が必要ですか？

【A 3】建設業の許可を受けるには、次の5つの要件が必要です。

- 1 建設業の経営業務について一定期間の経験がある者がいること
- 2 営業所ごとに営業所技術者等を配置できること
- 3 請負契約に関して誠実性を有していること
- 4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- 5 欠格要件に該当していないこと

※詳細はホームページで公開しております「建設業許可申請の手引き 1(2)許可の要件」をご確認ください。

【Q 4】特定建設業と一般建設業の違いは何ですか？

【A 4】特定建設業と一般建設業は、下請に発注できる代金の合計金額が異なり、元請として工事を請け負った1件の建設工事について、下請代金の合計金額が5,000万円以上（建築一式工事では8,000万円以上）となる下請契約を締結する場合は、特定建設業の許可が必要になります。また、特定建設業は下請業者の保護や工事の適正な施工の確保のために、一般建設業に比べて多くの規制があります。

【Q 5】知事許可と大臣許可の違いは何ですか？

【A 5】 1つの都道府県にだけに営業所を置く場合は知事許可、2つ以上の都道府県に営業所を置く場合は大臣許可が必要になります。

なお、知事許可でも大臣許可でも工事を施工する地域に制限はありません。

※例：契約は山形県の営業所で行い、宮城県で工事を施工することは制限されません。（わざわざ宮城県に営業所を設けて、大臣許可を取得する必要はありません。）

【Q 6】山形県内の営業所とは別に、建設業を営んでいない本店が他県にあります、大臣許可が必要ですか？

【A 6】 建設業に係る営業に関与しない営業所は、建設業法で言う営業所にはあたりません。本店が建設業を営んでおらず、他県にもそういった営業所がなければ、山形県知事許可のみで足り、大臣許可までは不要です。

建設業法上の営業所に当たらない例）建設用資材の販売業を兼業しており、その販売のみを行う営業所等

【Q 7】許可の申請手数料はいくらですか？

【A 7】 山形県知事に申請する場合は、山形県収入証紙で次のとおり納付してください。

- 1 新規（般・特新規含む） 9万円
- 2 更新・業種追加 5万円

※複数の申請を同時に行う場合には、組合せにより加算されます。

例1）業種追加申請と更新申請を同時に行う場合は、10万円（5万円＋5万円）の手数料が必要です。

例2）一般建設業と特定建設業の更新申請を同時に行う場合は、10万円（5万円＋5万円）の手数料が必要です。

例3）一般建設業の更新と特定建設業の新規申請を同時に行う場合は、14万円（5万円＋9万円）の手数料が必要です。

【Q 8】新規に2種類の業種を申請すると、手数料も2倍になりますか？

【A 8】 新規に許可を申請する場合、手数料は業種の数ではなく、申請しようとする建設業が一般と特定の両方か、あるいはいずれか一方かで変わります。

例1）一般建設業で建築一式工事と大工工事を申請する場合9万円

例2）特定建設業で建築一式工事を、同時に一般建設業で大工工事を申請する場合18万円

【Q 9】許可の申請書類はどこで入手できますか？

【A 9】 許可申請に必要な書類は、山形県のホームページに掲載しています。

URL：<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/kg/kg.html>

※山形県県土整備部建設企画課では、申請書類を配布又は販売しておりません。

【Q 10】許可申請書の提出方法を教えてください。

【A 10】 書面申請の場合は、営業所がある地域を所管する総合支庁建設総務課（ホームページで公開しております「建設業許可申請の手引き 9問合せ先一覧」をご確認ください。）に郵送（書留又は簡易書留）又は提出してください。

電子申請の場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムで許可申請書を提出してください。

URL : <https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T0000001>

【Q 1 1】許可の申請を出してからどのくらいの期間で許可がもらえますか？

【A 1 1】山形県知事許可の場合は、許可書類が全て整ってから、概ね1か月程度です。

※ただし、審査状況によってはこれ以上かかる場合があります。

【Q 1 2】許可の有効期間は何年ですか？また、許可年月日とはいつですか？

【A 1 2】許可の有効期間は、許可を受けた日から5年間です。また、許可年月日とは許可の有効期間の始まりの日です。

【Q 1 3】許可通知書を紛失してしまいましたが、再発行してもらえますか？

【A 1 3】建設業許可通知書の再発行は行っていない。

なお、現在建設業者であることを証明する建設業許可証明書については許可申請窓口で発行しています。

※証明手数料は、請求枚数1枚につき600円です。山形県収入証紙で納付してください。

詳細は本県ホームページで公開しております「建設業許可申請の手引き 9問合せ先一覧」の窓口にご確認ください。

【Q 1 4】過去に許可をとっていたことの証明は出してもらえますか？

【A 1 4】出すことはできません。

現在有効な許可についての証明書の発行しか受け付けておりません。

【Q 1 5】商号や代表者が変わったら、新しい許可通知書が出ますか？

【A 1 5】たとえ商号等が変わっても、新たな許可通知書の発行はいたしません。

必要であれば、許可証明書発行の手続をしてください。

【Q 1 6】許可を受けると財務諸表や申請書などが公開されるのですか？

【A 1 6】許可を受けた場合、建設業法第13条及び建設業法施行令第5条の規定により、許可申請書等は公衆の閲覧に供され、財務諸表等も公開されます。

◇更新・業種追加

【Q 1 7】更新の申請はいつからできますか？

【A 1 7】更新申請は許可の有効期間満了日の3か月前から受け付けています。また、許可を継続して受けるには、許可の有効期間満了日の30日前までに、更新申請の手続を行う必要があります。

【Q 1 8】許可の有効期間を過ぎてしまいましたが、更新はできますか？

【A 1 8】許可の更新はできません。

建設業の許可が必要な場合は、新規の申請手続をしてください。

【Q 1 9】許可の更新と業種追加を同時に申請することはできますか？

【A 1 9】従前の許可の有効期間が残っている場合は可能です。

【Q 2 0】業種追加をしたいのですが、先に持っている許可の有効期間はどうなりますか？また、有効期間を一本化することはできますか？

【A 2 0】業種追加の申請と同時に更新も行う場合は、全ての許可が許可年月日から5年になります。

行わない場合は、業種追加した許可は許可年月日から5年間、従前の許可はそのままの有効期間になります。（従前の許可は、有効期間内に更新しないと失効します。）

○許可の有効期間の調整（一本化）とは

一本化とは、業種追加を行う際に、更新の手続（更新手数料もかかります。）を同時に行い、業種追加した許可と同一の許可の有効期間とする方法です。

有効期間の調整を行わなかった場合は、先に持っている許可の更新を行う際に一本化を選択できます。

◇一式工事・業種

【Q 2 1】土木一式工事や建築一式工事の許可を受けていれば、専門工事を請け負うことはできますか？

【A 2 1】一式工事の許可を受けていても、舗装工事や内装仕上工事といった専門工事を請負うことはできません。その工事に対応した許可を別途受けている必要があります。

【Q 2 2】下請で土木一式工事や建築一式工事を請け負うことはできますか？

【A 2 2】原則できません。

【Q 2 3】屋根工事のみ許可を受けていますが、屋根の補修と一体で塗装も請け負うことはできますか？

【A 2 3】許可を受けていない業種の工事であっても、許可を受けた業種の工事と一体となった「附帯工事」を請け負うことは可能です。

※「附帯工事」とは、主たる建設工事に附帯する従たる工事であるので、受注した建設工事の内容に包含されるものであり、また、原則、附帯工事の額（許可を受けていない業種の工事額）が主たる建設工事の額（許可を受けた業種の工事額）を上回ることはありません。

※許可を受けていない附帯工事については、その工事に係る技術者（主任技術者の資格を有する者）が自社にいるときは自ら施工することができますが、技術者がいない場合は許可を受けている他の業者に下請させる必要があります。

◇経營業務の管理責任者

【Q 2 4】経營業務の管理責任者証明書や実務経験証明書は誰が証明するのですか？

【A 2 4】証明を受ける方が在職していた法人の代表者又は個人事業主が証明します。（自分自身で、証明することとなる場合もあります。）

【Q 2 5】他社の役員になっている人を経營業務の管理責任者にすることができますか？

【A 2 5】他社の常勤役員や他に個人事業を行っている方は、経營業務の管理責任者になることはできません。

ただし、他社で非常勤である場合は、経營業務の管理責任者とすることができます。
その場合、他社から非常勤証明書を出してもらってください。（任意様式）

【Q 2 6】 他社からの出向者を経營業務の管理責任者にすることはできますか？

【A 2 6】 出向者であっても、常勤役員であり、主たる営業所における常勤性が確認できる場合は、経營業務の管理責任者にすることができます。

◇営業所技術者等

【Q 2 7】 建築系の専門学校を卒業しましたが、建築一式工事の専任技術者になるための実務経験は何年必要ですか？

【A 2 7】 学校教育法に定める大学や高等専門学校等に含まれない専門学校、いわゆる専修学校を卒業した場合については、高等課程卒か専門課程卒か、また「専門士」であるか「高度専門士」であるかによって変わってきますので、個別にお問い合わせください。

※お問い合わせはホームページで公開しております「建設業許可申請の手引き 9 問合せ先一覧」をご確認ください。

【Q 2 8】 電気工事士の免状に第 1 種又は第 2 種の種別がありませんが、専任技術者になるためには実務経験が必要ですか？

【A 2 8】 第 1 種・第 2 種の区分のない電気工事士の資格証については、第 2 種として取り扱いますので、合格後 3 年（36 か月）の実務経験が必要です。

【Q 2 9】 他社の役員になっている人を営業所技術者等にすることはできますか？

【A 2 9】 他社の常勤役員や他に個人事業を行っている方は、営業所技術者等になることはできません。

ただし、他社で非常勤である場合は、営業所技術者等とすることができます。
その場合、他社から非常勤証明書を出してもらってください。（任意様式）

【Q 3 0】 他社からの出向者を営業所技術者等にすることはできますか？

【A 3 0】 出向者であっても、事業所における常勤性が確認できる場合は、営業所技術者等にすることができます。

【Q 3 1】 営業所技術者等は、主任技術者になることはできますか？

【A 3 1】 営業所技術者等は、原則として現場に配置する主任技術者や監理技術者になることはできません。

ただし、要件を満たす場合は兼務可能です。詳細はホームページで公開しております「建設業許可申請の手引き 5（1）主任（監理）技術者の設置」をご確認ください。

◇申請書の書き方・添付書類

【Q 3 2】 「登記されていないことの証明書」や「身分証明書」はどこで交付してもらえますか？

【A 3 2】 「登記されていないことの証明書」については、全国の法務局・地方法務局で交付しています。

「身分証明書」については、本籍地を管轄する市区町村役場で発行しています。

【Q 3 3】法人の設立直後で課税がありませんが納税証明書を添付しなければなりませんか？

【A 3 3】添付は不要です。

【Q 3 4】電子申告したため、税務署の受付印のある法人税の確定申告書がない場合はどうすればよいですか？

【A 3 4】「確定申告書の写し」及び電子申告をした際に送信される「受信通知の写し」を提出してください。

ただし、確定申告書の欄外に電子申告の受付番号及び受付日時が印字されている場合は、「受信通知の写し」は提出していただかなくても結構です。

【Q 3 5】金融機関の残高証明は、いつの時点のものが必要ですか？

【A 3 5】申請日前から1か月以内の残高を証明したものが必要です。

※預金残高証明の場合は、「〇年〇月〇日現在」の現在日が1か月以内であること

【Q 3 6】工事経歴書はどのように書けばよいですか？

【A 3 6】本県ホームページで公開しております「建設業許可の決算変更届の手引き」3～8ページをご覧ください。

【Q 3 7】実務経験証明書（様式第9号）はどのように書けばよいですか？

【A 3 7】証明者別で業種ごとに次のように記載してください。

- 1 過去から順に記載
- 2 業種が分かるよう具体的な工事名を記載
- 3 許可を取得していない期間については、「軽微な工事」のみを記載
- 4 実務経験年数は月単位で算定するので、不足がないように記載

※10年以上の経験が必要な場合は、120か月以上となるよう記載してください。

※実務経験の期間の重複は原則認められません。

例) H29年2月からH29年6月まで→5か月

H29年4月からH29年7月まで→1か月(4月～6月が重複しているため)

- 5 「その他〇件」などと省略はせずに、必ず請負工事ごとに記載

【Q 3 8】法人の設立直後ですが、財務諸表等はどのように書けばよいですか？

【A 3 8】法人設立日現在で記載してください。

※売上高等の項目は「0」になります。

【Q 3 9】財務諸表に記載する金額の端数処理はどのようにしたらよいですか？

【A 3 9】記載する金額は千円単位とし、千円未満の端数については切捨てで処理してください。

※本県ホームページで提供しているエクセルデータを使う場合は、円単位で記入すると自動的に千円単位で印刷されます。また、水色のセル以外は自動計算されます。

※端数処理によって、各部の合計額と内訳科目の合計額に差異が生じても調整は不要です。